

令和元年度

(第1回) 鳥取県道路メンテナンス会議

○日 時：令和元年 7月29日(月)
13:00~14:30

○場 所：鳥取県中部総合事務所
1号館A棟 2階 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

(1) 規約改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料① P1~

(2) 道路メンテナンス会議年間スケジュール・・・・・・・・・・資料② P5~

(3) 平成30年度の点検結果及び修繕実施状況・・・・・・・・・・資料③ P6~

(4) 令和元年度からの2巡目点検計画・・・・・・・・・・資料④ P15~

(5) 自治体技術支援

①令和元年度道路メンテナンス会議等主催の講習会・・・・・・・・資料⑤ P18~

②直営点検の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料⑥ P21~

(6) 情報提供

■インフラメンテナンス会議について・・・・・・・・・・資料⑦ P24~

4. 連絡調整

5. 閉 会

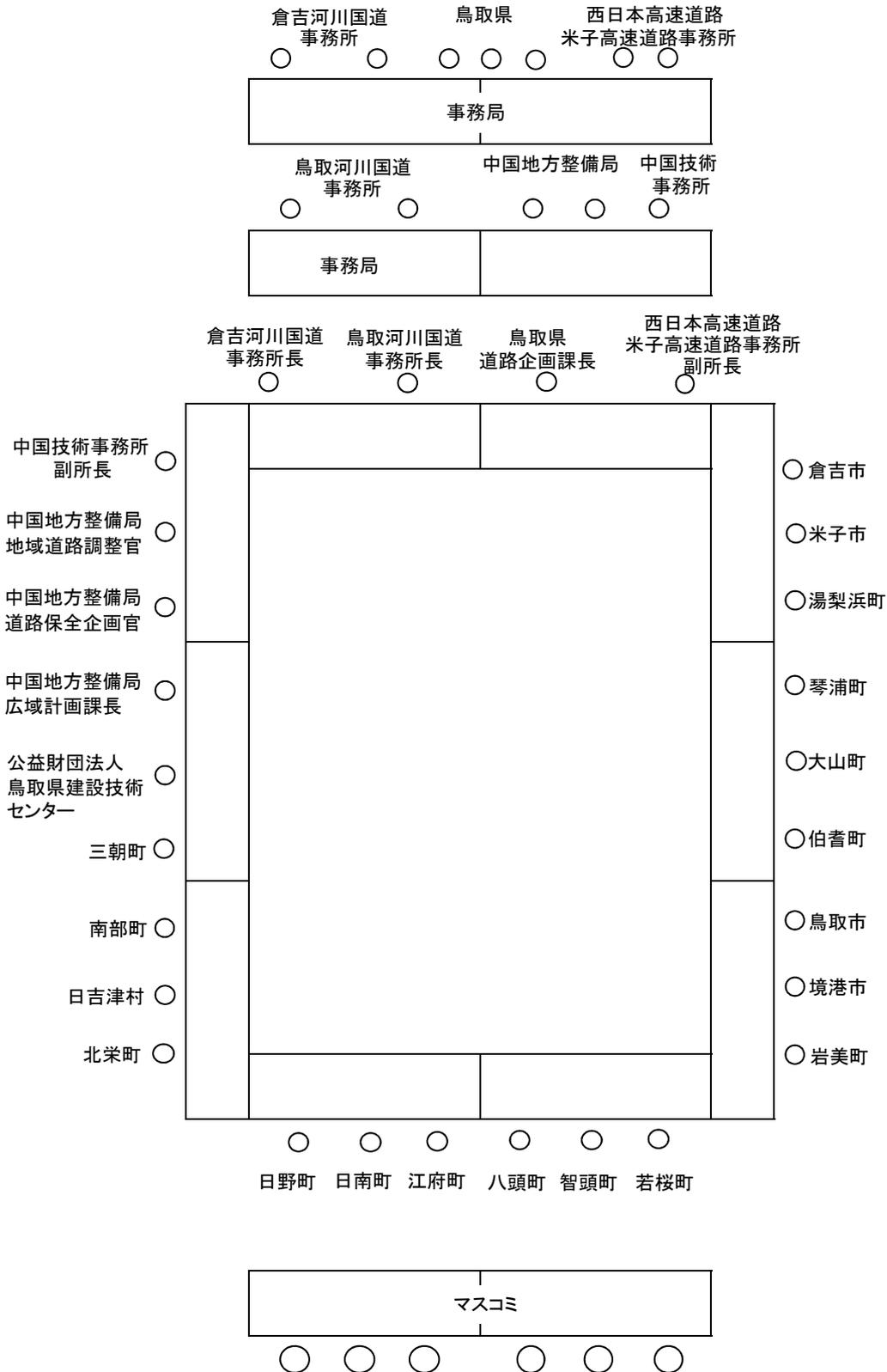
令和元年度 〈第1回〉 鳥取県道路メンテナンス会議

【 出席者名簿 】

	所 属	役 職	氏 名
会 長	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	鳥取河川国道事務所長	橋本 浩良
副会長	国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	倉吉河川国道事務所長	高木 繁
	鳥取県県土整備部	道路企画課 課長	小田原 聡志
	西日本高速道路株式会社中国支社	米子高速道路 副所長	(代理) 伊藤 真一
	鳥取市	都市整備部 道路課 維持第一係 係長	(代理) 井上 幸一
	米子市	都市整備部 都市整備課 河川橋りょう担当 課長補佐	(代理) 赤井 啓介
	倉吉市	建設部 建設課 課長	(代理) 三村 祐司
	境港市	建設部 管理課 係長	(代理) 池本 幸司
	岩美町	産業建設課 課長補佐	(代理) 池内 克之
	若桜町	農林建設課 課長	佐々木 明仁
	智頭町	地域整備課 副主幹	(代理) 國政 健一
	八頭町	建設課 課長	年岡 英夫
	三朝町	建設水道課 課長	早苗 睦巳
	湯梨浜町	建設水道課 課長補佐	(代理) 岸田 啓
	琴浦町	建設環境課 課長	高力 信宏
	北栄町	地域整備課 課長	倉光 顕
	日吉津村	建設産業課 課長	益田 英則
	大山町	建設課 課長補佐	(代理) 赤川 佳隆
	南部町	建設課 課長	田子 勝利
	伯耆町	地域整備課 環境整備室 主幹	(代理) 森谷 征史
	日南町	建設課 課長	財原 積
	日野町	建設水道課 課長	飛田 朋伸
	江府町	建設課 課長補佐	原田 浩司
	国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所	中国技術事務所副所長	(代理) 森岡 敏幸
公益財団法人鳥取県建設技術センター	建設支援課 課長	(代理) 澤 邦洋	
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官	和田 昌也
		道路保全企画官	藤原 浩幸
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	総括保全対策官	熊中 龍彦
		道路管理第二課 保全対策官	竹本 啓伸
	鳥取県県土整備部 道路企画課	課長補佐	西土井 一宏
		維持担当係長	田中 誠
		安全施設担当係長	田中 裕二
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所	統括課長	安井 健雄
保全サービス 統括課 統括課長		小柳 公治	
	国土交通省中国地方整備局 企画部	広域計画課 課長	山田 明
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官	福永 孝敏
		地域道路課 計画係長	長尾 智之
	国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所	技術情報管理官	江川 剛

【 配席表 】

— 令和元年度〈第1回〉鳥取県道路メンテナンス会議 鳥取県中部総合事務所 1号館A棟 2階 講堂 —



「 入り口 」

(名 称)

第1条 本会議は、「鳥取県道路メンテナンス会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法(昭和27年法律第180号)第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、鳥取県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、鳥取県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、鳥取県県土整備部道路企画課長及び西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

6 道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における審議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所道路管理第二課、鳥取県県土整備部道路企画課及び西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

- ・本規約は、平成26年5月19日から施行する。
- ・平成28年 7月13日 改正（第4条、第7条、別表1、別表2）
- ・平成29年 8月17日 改正（第4条5、別表2）
- ・令和 元年 7月29日 改正（第4条、第7条、別表1、別表2）

鳥取県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	事務所長
副会長	鳥取県県土整備部	道路企画課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	米子高速道路事務所長
	鳥取市	都市整備部長
	米子市	建設部長 都市整備部長
	倉吉市	建設部長
	境港市	建設部長
	岩美町	産業建設課長
	若桜町	町土整備課長 農林建設課長
	智頭町	地域整備課長
	八頭町	建設課長
	三朝町	建設水道課長
	湯梨浜町	建設水道課長
	琴浦町	建設課長 建設環境課長
	北栄町	地域整備課長
	日吉津村	建設産業課長
	大山町	建設課長
	南部町	建設課長
	伯耆町	地域整備課長
	日南町	建設課長
	日野町	建設水道課長
	江府町	建設課長
	国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所	事務所長
	公益財団法人鳥取県建設技術センター	代表理事
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	道路管理第二課
	鳥取県県土整備部 道路企画課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所	統括課

鳥取県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	総括保全対策官
副幹事長	国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	副所長
副幹事長	鳥取県県土整備部道路企画課	課長補佐
副幹事長	西日本高速道路株式会社 中国支社米子高速道路事務所	副所長
	鳥取市都市整備部	道路課長
	米子市 建設部 都市整備部	建設部長 都市整備部長
	倉吉市建設部	建設課長
	境港市建設部管理課	課長
	岩美町産業建設課	課長補佐
	若桜町 町土整備課 農林建設課	参事 課長補佐
	智頭町地域整備課	参事 課長補佐
	八頭町建設課	主幹
	三朝町建設水道課 町土整備室	室長 課長補佐
	湯梨浜町建設水道課	課長補佐
	琴浦町 建設課 建設環境課	課長補佐
	北栄町地域整備課地域整備室	室長
	日吉津村建設産業課	主査 課長補佐
	大山町建設課	課長補佐
	南部町建設課	課長補佐
	伯耆町地域整備課環境整備室	副室長
	日南町建設課基盤整備室	室長
	日野町建設水道課	主事
	江府町建設課	課長補佐
	国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所	副所長
	公益財団法人鳥取県建設技術センター建設支援課	課長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路管理第二課	
	鳥取県県土整備部 道路企画課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所 統括課	

鳥取県道路メンテナンス会議 年間スケジュール(令和元年度)

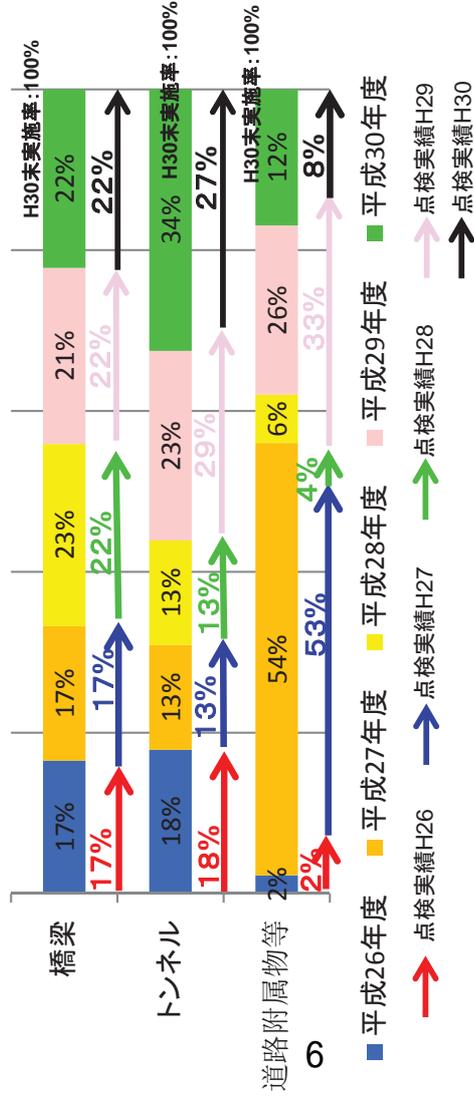
資料2

4月	道路法77条第1項に基づく道路の維持又は修繕の実施状況調査	
5月	『実務担当者を対象とした定期点検要領改訂に伴う(技術的助言)の勉強会』 5月16日 ○定期点検のための知識習得	■5/31
6月	【鳥取県実施】『道路構造物の維持管理』 6月28日 ○舗装・道路付属物・トンネル・斜面・のり面を対象に維持管理のための知識習得	
7月	『点検支援技術活用講習会』 7月1日 ○点検支援技術に対する理解を深め、定期点検業務の中での技術の活用方法や留意点等に関する知見を習得	【鳥取県実施】『橋梁維持補修(施工)』 7月5日 ○補修の施工上の留意点に関する知識習得
	『道路メンテナンス会議』(第1回) 7月29日 ○内容 ※議論型の会議 ・規約改正 ・H30年度点検結果の確認	【鳥取県実施】『道路橋点検診断(新規講座)』 7月12日 ○橋梁点検の基礎講義(県職員)及び現地研修(技術センター)を実施
		【鳥取県実施】『橋梁点検と補修計画』 7月23日 ○点検及び補修計画策定時の留意点に関する知識習得
		『跨道橋連絡会議』(第1回)
8月	『溝橋の定期点検実務講習会』 8月5日 ○溝橋を対象に自ら橋梁点検に向けた取り組み等の知識習得	道路メンテナンス年報の公表 8月頃
9月		
10月	『鳥取県橋梁点検講習会(市町村支援)』 10月中旬頃 ○小規模な橋梁を中心に、直営点検の実施に資する講習及び現場実習	
11月	『実務担当者会議』 ※必要に応じて ○内容 ・進捗確認 ・道路メンテナンス実施についての意見交換	
12月		
1月		
2月	『道路メンテナンス会議』(第2回) ○内容 1) 令和元年度の点検実施状況 3) 補修実施状況 2) 令和2年度の取り組み予定 等	『鉄道道路連絡会議』(第1回) 『鳥取県橋梁診断会議(市町村支援)』 2月下旬頃 ○直営点検を含む、橋梁等の道路施設の診断を行っていく中で、苦慮している事案等について、国・県・各市町村の担当職員など専門家も含めた診断会議
3月	道路法77条第1項に基づく道路の維持又は修繕の実施状況調査	

○平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検を実施

○平成30年度末で全ての施設で点検実施率100%(1巡目点検完了)

＜H26～30年度(5年間)の点検実施状況＞



道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ②	H30年度末 点検実施率 ③=②/①
橋梁	7,841	7,841	100%
トンネル	133	133	100%
道路附属物等	249	249	100%
合計	8,223	8,223	100%

※管理施設数①は、H31.3月末現在
※点検実施数②及び点検実施率③は速報値

＜道路管理者別 点検状況＞

【橋梁】			
管理者	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ②	H30年度末 点検実施率 ③=②/①
国土交通省	788	788	100%
高速道路会社	48	48	100%
地方公共団体	7,005	7,005	100%
合計	7,841	7,841	100%
【トンネル】			
管理者	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ②	H30年度末 点検実施率 ③=②/①
国土交通省	67	67	100%
高速道路会社	10	10	100%
地方公共団体	56	56	100%
合計	133	133	100%
【道路附属物】			
管理者	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ②	H30年度末 点検実施率 ③=②/①
国土交通省	101	101	100%
高速道路会社	8	8	100%
地方公共団体	140	140	100%
合計	249	249	100%

○ 鳥取県の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は6橋（0.3%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は311橋（17.8%）、さらに、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は948橋（54.2%）

<平成30年度管理者別点検結果(橋梁)>

管理者	管理施設数 (H31.3.31現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	788	170	133	25	12	0
高速道路会社	48	16	0	14	2	0
鳥取県	2,064	374	57	226	91	0
市町村	4,941	1,189	294	683	206	6
合計	7,841	1,749	484	948	311	6

※ 点検実施数はH31.3月末時点
 ※ 判定区分については速報値

○ 鳥取県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は12トンネル（29.3%）、さらに、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は27トンネル（65.9%）

<平成30年度管理者別点検結果(トンネル)>

管理者	管理施設数 (H31.3.31現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	67	20	1	12	7	0
高速道路会社	10	0	0	0	0	0
鳥取県	38	7	0	5	2	0
市町村	18	14	0	10	0	0
合計	133	41	2	27	12	0

※ 点検実施数はH31.3月末時点
 ※ 判定区分については速報値

- 鳥取県の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は3施設（15.8%）、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は8施設（42.1%）

<平成30年度管理者別点検結果(道路附属物等)>

管理者	管理施設数 (H31.3.31現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	101	9	7	0	2	0
高速道路会社	8	5	0	4	1	0
鳥取県	136	1	1	0	0	0
市町村	4	4	0	4	0	0
合計	249	19	8	8	3	0

※ 点検実施数はH31.3月末時点
 ※ 判定区分については速報値

判定区分Ⅳの施設は、橋梁に対して緊急措置を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急(応急)措置状況
鳥取市	1号橋(2037号)	市道吉成24号線	不明	床版下面の浮き。路面における舗装の異常。	橋面舗装及びびグラツキ修繕 通行止め看板設置
鳥取市	1号橋(2112号)	市道宮長2号線	不明	床版上面の浮き及び段差。左岸側下部の変形。	通行止め看板設置
鳥取市	2号橋(6217号)	市道上砂見4号線	不明	左岸側護岸において洗掘により空石積崩落。	隣接水路(空石積)から護岸へ水の流入を防止するため仮設排水管・通行止め看板を設置。
鳥取市	地岡橋	市道小河内新田線	不明	木橋における腐朽が著しい。	通行止め看板設置
鳥取市	大橋	市道上砂見5号線	不明	木橋における腐朽が著しい。	通行止め看板設置 (架け替え工事検討)
倉吉市	広瀬5号橋	市道広瀬2号線	1962	上部工床版部に材質の腐食による変形・欠損。	通行止め(迂回路があり、以前より車両の通行ができない状態)

<判定区分Ⅳのリスト>

○トンネル

○道路附属物等

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

判定区分Ⅳ該当施設なし

【鳥取県(橋梁)】各道路管理者別点検実施数、診断結果(案)

平成31年3月31日時点

管理者	管理施設数 (H31.3.31現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	788	170	133	25	12	0
高速道路会社	48	16	0	14	2	0
鳥取県	2,064	374	57	226	91	0
鳥取市	1,340	627	180	308	134	5
米子市	640	0	0	0	0	0
倉吉市	575	118	37	69	11	1
境港市	126	122	13	91	18	0
岩美町	206	0	0	0	0	0
若桜町	88	22	0	17	5	0
智頭町	136	0	0	0	0	0
八頭町	247	34	12	16	6	0
三朝町	119	0	0	0	0	0
湯梨浜町	202	65	10	48	7	0
琴浦町	159	0	0	0	0	0
北栄町	224	0	0	0	0	0
日吉津村	33	8	1	6	1	0
大山町	145	86	27	42	17	0
南部町	199	22	1	18	3	0
伯耆町	103	38	12	24	2	0
日南町	219	0	0	0	0	0
日野町	98	37	1	34	2	0
江府町	82	10	0	10	0	0
合計	7,841	1,749	484	948	311	6

※速報値

【鳥取県(トンネル)】各道路管理者別点検実施数、診断結果(案)

平成31年3月31日時点

管理者	管理施設数 (H31.3.31現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	67	20	1	12	7	0
高速道路会社	10	0	0	0	0	0
鳥取県	38	7	0	5	2	0
鳥取市	6	6	0	6	0	0
米子市	—	—	—	—	—	—
倉吉市	—	—	—	—	—	—
境港市	—	—	—	—	—	—
岩美町	1	1	0	1	0	0
若桜町	—	—	—	—	—	—
智頭町	—	—	—	—	—	—
八頭町	2	1	1	0	0	0
三朝町	—	—	—	—	—	—
湯梨浜町	—	—	—	—	—	—
琴浦町	—	—	—	—	—	—
北栄町	—	—	—	—	—	—
日吉津村	—	—	—	—	—	—
大山町	1	0	0	0	0	0
南部町	1	1	0	0	1	0
伯耆町	0	0	0	0	0	0
日南町	2	0	0	0	0	0
日野町	4	4	0	3	1	0
江府町	1	1	0	0	1	0
合計	133	41	2	27	12	0

※速報値

【鳥取県(道路附属物等)】各道路管理者別点検実施数、診断結果(案)

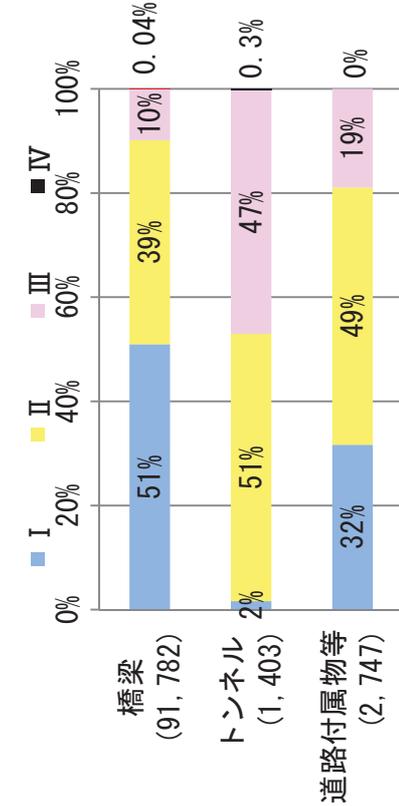
平成31年3月31日時点

管理者	管理施設数 (H31.3.31現在)	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	101	9	7	0	2	0
高速道路会社	8	5	0	4	1	0
鳥取県	136	1	1	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	0
米子市	0	0	0	0	0	0
倉吉市	3	3	0	3	0	0
境港市	1	1	0	1	0	0
岩美町	0	0	0	0	0	0
若桜町	0	0	0	0	0	0
智頭町	0	0	0	0	0	0
八頭町	0	0	0	0	0	0
三朝町	0	0	0	0	0	0
湯梨浜町	0	0	0	0	0	0
琴浦町	0	0	0	0	0	0
北栄町	0	0	0	0	0	0
日吉津村	0	0	0	0	0	0
大山町	0	0	0	0	0	0
南部町	0	0	0	0	0	0
伯耆町	0	0	0	0	0	0
日南町	0	0	0	0	0	0
日野町	0	0	0	0	0	0
江府町	0	0	0	0	0	0
合計	249	19	8	8	3	0

※速報値

○1巡目(平成26年度～平成30年度)の点検結果は、Ⅲ判定(早期措置段階)以上が、橋梁が1割、トンネルが5割、道路附属物等が2割
 ○修繕の着手状況は、橋梁が国土交通省：75%、高速道路会社：25%、県・政令市等、市町村：15～17%、トンネルが国土交通省：84%、高速道路会社：66%、県・政令市等、市町村：41～32%、道路附属物等が国土交通省：52%、道路附属物等が国土交通省：83%、県・政令市等、市町村：18～19%着手している。

【点検診断結果(平成26～30年度)】



【道路管理者別 修繕着手状況(平成26～29年度点検施設)】

1) 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕着手状況

点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)
国土交通省	66	66	100%
H26	33	30	91%
H27	27	21	78%
H28	44	11	25%
H29	4	3	75%
H26	71	21	30%
H27	8	3	38%
H28	161	35	22%
H29	601	88	15%
H26	453	116	26%
H27	931	128	14%
H28	648	54	8%
H29	894	177	20%
H26	1,320	290	22%
H27	1,379	211	15%
H28	930	82	9%
H29	7,570	1,338	17%

トンネル

点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)
国土交通省	24	24	100%
H26	22	22	100%
H27	11	11	100%
H28	13	2	15%
H29	49	18	37%
H26	100	87	87%
H27	31	24	77%
H28	15	0	0%
H29	21	11	52%
H26	78	35	45%
H27	61	27	44%
H28	49	13	27%
H29	14	8	57%
H26	2	1	50%
H27	12	3	25%
H28	16	2	13%
H29	16	2	13%

道路附属物等

点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)
国土交通省	8	8	100%
H26	14	11	79%
H27	32	9	28%
H28	13	11	85%
H29	23	23	100%
H26	1	1	100%
H27	5	0	0%
H28	38	22	58%
H29	81	13	16%
H26	60	18	30%
H27	122	2	2%
H28	21	1	5%
H29	13	5	38%
H26	12	3	25%
H27	12	2	17%
H28	455	129	28%
H29	129	2	2%

※平成26～29年度に判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設のうち、修繕(設計を含む)に着手した割合(H31.3末時点)

令和元年度からの2巡目点検計画(鳥取県内)

資料④

＜R1－R5年度(5年間)の点検計画＞



※四捨五入の関係で表示の合計が合わない場合がある。

管理者	施設数	点検計画					備考	
		R元	R2	R3	R4	R5		
橋梁	国土 交通省	788	(12.6%)	(17.6%)	(20.8%)	(25.9%)	(23.1%)	
	高速道路 会社	48	(18.8%)	(0%)	(68.8%)	(12.5%)	(0%)	
	地方 公共団体	7034	(19.9%)	(20.7%)	(23.0%)	(19.0%)	(17.4%)	
合計	7,870	1,507	1,594	1,814	1,548	1,407		

トンネル	国土 交通省	67	(29.9%)	(16.4%)	(17.9%)	(22.4%)	(13.4%)	
	高速道路 会社	10	(40.0%)	(0%)	(60.0%)	(0%)	(0%)	
	地方 公共団体	58	(6.9%)	(10.3%)	(29.3%)	(17.2%)	(36.3%)	
	合計	135	28	17	35	25	30	

道路附属物等	国土 交通省	101	(7.9%)	(5.0%)	(8.9%)	(69.3%)	(8.9%)	0
	高速道路 会社	8	(25.0%)	(0%)	(25.0%)	(25.0%)	(25.0%)	0
	地方 公共団体	140	(2.1%)	(94.3%)	(0%)	(0%)	(3.6%)	0
	合計	249	13	137	11	72	16	0

※ 管理施設数はH31.3.31現在の移管・廃止・新規予定数を含む見込み施設数。

【鳥取県】各道路管理者別点検計画(案)

資料④-1

平成31年3月31日現在

＜橋梁＞ 2巡目点検計画 (単位:橋)

管理者名	全管理施設数	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	備考
		(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	
鳥取河川国道事務所	400	68	77	81	89	85	
倉吉河川国道事務所	388	31	62	83	115	97	
西日本高速道路(株)	48	9	0	33	6	0	
鳥取県	2050	250	546	451	443	360	
鳥取市	1341	80	80	400	400	381	
米子市	651	536	16	99	0	0	
倉吉市	575	3	150	154	150	118	
境港市	126	4	0	0	0	122	
岩美町	205	159	0	46	0	0	
若桜町	88	22	17	17	16	16	
智頭町	136	0	77	59	0	0	
八頭町	247	49	50	50	49	49	
三朝町	119	0	2	71	46	0	
湯梨浜町	202	0	59	19	59	65	
琴浦町	169	85	38	38	8	0	
北栄町	224	44	52	61	67	0	
日吉津村	33	0	14	7	3	9	
大山町	167	23	36	36	36	36	
南部町	199	2	150	15	10	22	
伯耆町	103	14	23	22	22	22	
日南町	219	126	82	7	4	0	
日野町	98	0	24	24	25	25	
江府町	82	2	39	41	0	0	

※全管理施設数は、H31.3.31現在の移管・廃止・新規予定数を含む見込み施設数

注)今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更となる場合があります。

平成31年3月31日現在

＜トンネル＞ 2巡目点検計画 (単位:本)

管理者名	全管理施設数	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	備考
		(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	
鳥取河川国道事務所	61	14	11	12	15	9	
倉吉河川国道事務所	6	6	0	0	0	0	
西日本高速道路(株)	10	4	0	6	0	0	
鳥取県	38	0	6	16	9	7	
鳥取市	7	1	0	0	0	6	
岩美町	1	0	0	0	0	1	
八頭町	2	0	0	1	0	1	
琴浦町	1	1	0	0	0	0	
大山町	1	0	0	0	1	0	
南部町	1	0	0	0	0	1	
日南町	2	2	0	0	0	0	
日野町	4	0	0	0	0	4	
江府町	1	0	0	0	0	1	

※全管理施設数は、H31.3.31現在の移管・廃止・新規予定数を含む見込み施設数

注)今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更となる場合があります。

平成31年3月31日現在

<シェッド>

2巡目点検計画

(単位:基)

管理者名	全管理 施設数	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	備考
		(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	
鳥取河川国道事務所	4	0	0	0	4	0	
倉吉河川国道事務所	1	0	0	1	0	0	
鳥取県	4	0	4	0	0	0	

※全管理施設数は、H31.3.31現在の移管・廃止・新規予定数を含む見込み施設数

注)今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更となる場合があります。

平成31年3月31日現在

<大型カルバート>

2巡目点検計画

(単位:基)

管理者名	全管理 施設数	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	備考
		(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	
鳥取河川国道事務所	15	0	0	0	15	0	
倉吉河川国道事務所	14	6	4	4	0	0	
西日本高速道路(株)	5	2	0	2	1	0	
鳥取県	2	0	2	0	0	0	
倉吉市	2	0	0	0	0	2	

※全管理施設数は、H31.3.31現在の移管・廃止・新規予定数を含む見込み施設数

注)今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更となる場合があります。

平成31年3月31日現在

<横断歩道橋>

2巡目点検計画

(単位:橋)

管理者名	全管理 施設数	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	備考
		(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	
鳥取河川国道事務所	11	0	0	0	11	0	
倉吉河川国道事務所	10	2	1	3	2	2	
鳥取県	20	3	17	0	0	0	
倉吉市	1	0	0	0	0	1	
境港市	1	0	0	0	0	1	

※全管理施設数は、H31.3.31現在の移管・廃止・新規予定数を含む見込み施設数

注)今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更となる場合があります。

平成31年3月31日現在

<門型標識等>

2巡目点検計画

(単位:基)

管理者名	全管理 施設数	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	備考
		(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	
鳥取河川国道事務所	27	0	0	0	27	0	
倉吉河川国道事務所	19	0	0	1	11	7	
西日本高速道路(株)	3	0	0	0	1	2	
鳥取県	110	0	109	0	0	1	

※全管理施設数は、H31.3.31現在の移管・廃止・新規予定数を含む見込み施設数

注)今後、予算の都合、関係者との協議等により、変更となる場合があります。

令和元年度道路メンテナンス会議等主催の講習会等

資料⑤

令和元年度の点検等技術向上支援（講習会等）

○自治体職員及び直轄職員の知識・技術力向上を目的に、各講習会等実施予定

講習会等名称	内容	開催時期	場所	参加者他	主催
「パネル展示」による道路施設の老朽化対策PR	老朽化対策PR	令和元年度 (※H30.4.27～継続開催)	鳥取県内の国、自治体施設を利用しパネル設置	各公共施設等	鳥取県道路メンテナンス会議
<直営点検関連>橋梁点検講習会（市町村支援）	現地研修・現地点検（県直営点検）	令和元年10月以降随時 （実施予定）	県各事務所管内	国・県・市町村の実務担当者	鳥取県道路メンテナンス会議
<直営点検関連>橋梁診断会議（市町村支援）	健全度判定会（県直営点検）	令和2年1月以降随時 （実施予定）	県各事務所管内	国・県・市町村の実務担当者	鳥取県道路メンテナンス会議
定期点検要領改訂勉強会	技術的助言の説明会 (国土技術政策総合研究所 白戸橋梁研究室)	令和元年5月16日 (実施済み)	鳥取・倉吉河川国道事務所 TV会議室	国・県・市町村の実務担当者 (35名)	鳥取県道路メンテナンス会議
点検支援技術活用講習会	《座学》「新技術利用のガイドライン(案)」活用の流れ等 《現地実演》新技術(非破壊検査技術)	令和元年7月1日 (実施済み)	《座学》鳥取河川国道事務所 《現地実演》県道41号千代橋	国・県・市町村の実務担当者、コンサル等 (72名)	鳥取県道路メンテナンス会議
溝橋の定期点検実務講習会	《座学》自ら橋梁点検に向けた取り組み等 《現地講習》職員自らの橋梁点検実施	令和元年8月5日 (実施予定)	《座学》米子市役所 《現地講習》溝橋(青木1号橋)	国・県・市町村の実務担当者	鳥取県道路メンテナンス会議
道路構造物の維持管理	舗装・道路付属物・トンネル・斜面、のり面	令和元年6月28日 (実施済み)	鳥取県建設技術センター研修室	県・市町村の実務担当者、コンサル等 (約100名)	鳥取県建設技術センター
橋梁維持補修（施工）	補修の施工上の留意点	令和元年7月5日 (実施済み)	鳥取県建設技術センター研修室	県・市町村の実務担当者、コンサル等 (約50名)	鳥取県建設技術センター
道路橋点検診断（新規講座）	橋梁点検の基礎 講義（県職員） 現地研修（技術センター）	令和元年7月12日 (実施済み)	鳥取県建設技術センター研修室 現地（三朝町 橋梁2箇所）	県・市町村の実務担当者 (31名)	鳥取県建設技術センター
橋梁点検と補修計画	点検及び補修計画策定時の留意点	令和元年7月23日 (実施済み)	鳥取県建設技術センター研修室	県・市町村の実務担当者、コンサル等 (約50名)	鳥取県建設技術センター



＜パネル展示＞
～道路施設の老朽化対策～

道の駅「きなんせせ岩美」



定期点検要領改訂勉強会



点検支援技術活用講習会



《座学》

《現地実演》

令和元年度の取り組み状況

〈点検支援技術活用講習会〉

資料⑤-1

(鳥取県道路メンテナンス会議)

【内容】定期点検要領の改訂に伴い、新技術利用のガイドライン及び点検支援技術の性能カタログ活用の際の留意点等について理解してもらうことを目的に新技術活用の流れ・新技術の性能・機器の説明及び実演をおこなった。

【概要】 ●日 時：令和元年7月1日(月) 13:30～16:00

●場 所：〈座学〉鳥取河川国道事務所

〈実演〉千代橋(県道41号)

●参加者：56名〈鳥取県(17)、米子市(2)、倉吉市(7)、境港市(1)、八頭町(1)、湯梨浜町(1)、琴浦町(1)、日南町(1)、鳥取県建設技術センター(2)、点検コンサルタント(8)、国土交通省(14)〉 ※()は人数。

〈座学〉

- 1) 定期点検要領の改訂と新技術関係の記載
- 2) 新技術利用のガイドライン・点検支援技術の性能カタログ
- 3) 定期点検業務における点検支援技術活用の具体的な流れ
- 4) 機器説明(赤外線調査トータルサポートシステム Jシステム)



座学-①



座学-②



座学-③



座学-④

〈実演〉

- 1) コンクリート構造物のうき・剥離の非破壊検査技術
(赤外線調査トータルサポートシステム Jシステムの実演)



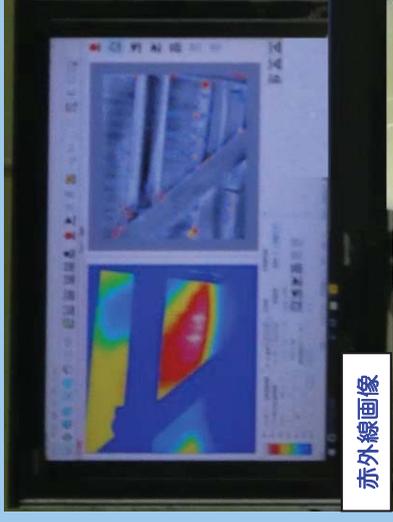
実演-①



実演-②



実演-③



赤外線画像

【参加者コメント】

・Jシステムについてはよく理解出来た。・他の技術についても紹介して欲しい。・直営点検のスキルアップに繋がる様な内容にして欲しい。

「直営点検」導入に向けた取り組み (R1. 7)

一連作業

点検
要領
見直し

点検

診断

補修

H30年度 準備作業

- ◆直営点検が可能な小規模な橋梁について「鳥取県道路橋りょう定期点検マニュアル(試行実施用)(案)」を策定。
(対象橋梁 橋長15m以下)

試行実施用点検マニュアル(案)

ケーススタディーの実施

- (点検)
 - ◆鳥根県の要領に基づいて「点検～診断」までのケーススタディーを実施。(鳥取県道路メンテナンス会議)
 - ◆鳥取県、鳥取市、琴浦町の橋梁で国、県、市町村と合同点検を実施。
 - ◆合同点検の診断は、仮判定とする。(診断)
 - ◆建設技術センターの助言(合同点検、診断会議)
 - ◆診断会議(道路メンテナンス会議、中国技術事務所、橋梁調査会)

課題等の抽出

フィードバック

令和元年度<試行実施全県拡大>

【鳥取県道路橋りょう定期点検要領見直し】

- ◆鳥取県道路橋りょう定期点検マニュアル(平成31年3月)改定
- ◆鳥取県小規模道路橋りょう定期点検マニュアル(試行実施用)(平成31年3月)
→直営点検対応
→対象橋梁を限定する。(橋長15m以下)

【点検】

- ◆直営点検の試行実施を全県(県、市町村(任意))拡大
- ・各県土整備事務所で10～20橋程度実施
- ◆鳥取県建設技術センターの支援(委託業務)
- ・5県土整備事務所毎で現地研修・現地調査の助言
- ◆市町村支援(鳥取県メンテナンス会議)
- ・国、県、市町村と合同で現地研修・現地調査
- ・鳥取県建設技術センターのアドバイザー業務(費用必要)
- ・講習会により技術の取得(メンテナンス会議・建設技術センター)

【診断】

- ◆鳥取県健全度判定会による判定
- ・5県土整備事務所で開催し、直営点検での仮判定を診断
- ◆鳥取県建設技術センターの支援(委託業務)
- ・鳥取県健全度判定会での助言(専門家)
- ・健全度判定会での特異な事例について助言(メンテナンス会議)
- ◆市町村支援(鳥取県メンテナンス会議)
- ・国・県・市町村で健全度判定会の合同開催
- ・鳥取県建設技術センターのアドバイザー業務で判定(費用必要)

【補修】

- ◆市町村支援
- ・鳥取県建設技術センターのアドバイザー業務

<目的>

- ◆ 職員の技術力向上により、損傷状況の把握と適正な健全性の判定及び適正な補修工法の判断を行う。
(健全性Ⅲ以上 全国約10%、鳥取県約23%)
- ◆ 5年毎の法定点検コストの削減 (県:400橋/年×320千円=128百万円) ※橋長12mの橋梁で試算(令和元年歩掛)
- ◆ 2巡目点検での点検項目(点検調書のコピー、諸元等の測量作業)の簡略化

【解説】 <点検要領見直し> ~小規模道路橋定期点検マニュアル策定~

以下の内容を考慮して、小規模道路橋点検マニュアル(試行実施用)を策定。

- ◆ 小規模道路橋定期点検マニュアルは「直営点検」が可能な、2巡目点検以降の小規模な橋梁に限定した。
15m以下(62%) (参考:1巡目点検健全性Ⅱ以下(77%)等)
- ◆ 現行の「鳥取県道路橋りょう定期点検マニュアル」については試行実施用マニュアル適用外の橋梁を対象とする。
- ◆ 1巡目点検の調書を参考にして、更新する必要な様式(様式の削減)を絞り込む。
- ◆ 職員による直営点検が可能な内容、または委託業務でも使用可能な内容とした。(損傷度判定を削除、スケッチも可)

【解説】 <点検>

令和元年度は試行実施の全県拡大とし、各県土整備事務所及び市町村(任意)で職員による点検を実施し、課題と改善点について、抽出を行う。

- ◆ 各県土整備事務所毎に令和元~2年度に2巡目点検を計画している橋梁の定期点検を10~20橋程度実施する。現地点検は、2班(3~5人)で1~2日程度を想定。(県内50~100橋)
- ◆ 現地点検、移動及び調書作成に掛かる時間を記録し、今後の歩掛に反映させる。
- ◆ 当面は、鳥取県建設技術センターによる講習と助言を受けて現地点検を実施する。
→道路橋点検診断等支援委託業務による専門家の派遣を受けて各県土整備事務所毎で1~2日程度実施。
- ◆ 市町村からの要望があれば、現地点検を国・県・市町村が合同で実施する(メンテナンス会議)。
→鳥取県道路メンテナンス会議として国交省の技術者も参加。
(市町村のみで現地点検を行う場合であっても、アドバイス業務により、鳥取県建設技術センターの助言を受けることは可能)

【解説】

＜診断＞

各県土整備事務所で健全度判定会を開催し、健全度を判定する。令和元年度は試行実施として、健全度判定について課題と改善点を抽出する。

- ◆各県土整備事務所で県と市町村(任意)が合同で健全度判定会を開催し、直営点検で仮判定した結果について、診断し判定する。
- ◆委託業務で点検した橋梁についても、直営点検の判定との整合を図るため、1巡目点検で健全性Ⅱとしていたものが、2巡目点検で健全性Ⅲに判定された橋梁については、健全度判定会で判定結果を確認する。
- ◆健全度判定会には、各県土整備事務所の計画調査課(室)・維持管理課・道路都市(整備)課及び市町村が参加し、鳥取県建設技術センター及び国の助言を受けて判定する。(市町村と合同開催の場合)
→道路橋点検診断等支援委託業務による建設技術センター職員の派遣を受けて各県土整備事務所ですら1日程度開催。
→鳥取県道路メンテナンス会議として国交省の技術者も参加。
- ◆各県土整備事務所での健全度判定会(県と市町村で合同開催)で判断が分かれるものや特異な事例については、県内の判定や全国的な判定との整合を図るため、健全度再判定会を開催し、橋梁調査会等の助言を受けて判定する。
→道路橋点検診断等支援委託業務(又は、鳥取県道路メンテナンス会議)により専門家(橋梁調査会等)の派遣を受けて全県で年1～2日程度開催

＜令和元年度スケジュール＞

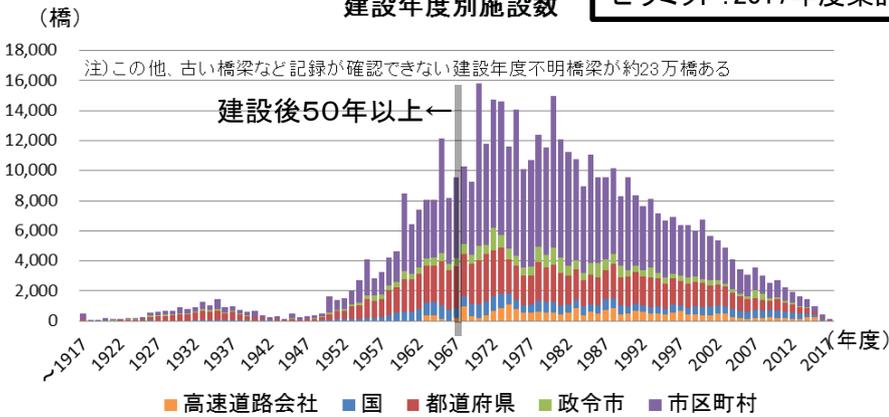
スケジュール	令和元年度(試行実施)												令和2年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降	
支援委託業務(道路企画課)														
点検(各事務所)														
建設技術センター 10～20橋(現地2日)														
診断(各事務所判定会)														
診断(合同判定会)														
市町村支援(点検)														
市町村支援(判定)														
判定会合同開催														
※スケジュールは目安なので、各事務所ですら支援委託業務と日程を調整し実施する。														

インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」

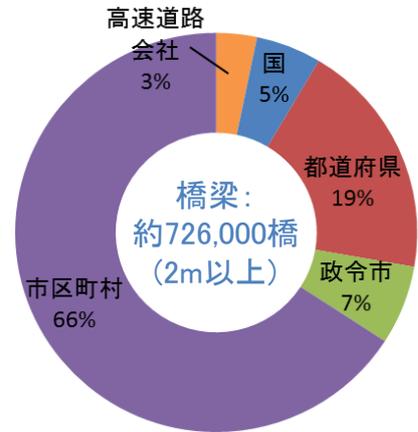
現在のインフラの状況（老朽化が進むインフラ）

出典：国土交通省調べ

施設数及びストック
ピラミッド：2017年度集計



道路管理者別ごとの施設数



高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、 建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋[約40万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋約70万のうち)うち]	約25%	約39%	約63%
トンネル[約1万本 ^{注2)}	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等)[約1万施設 ^{注3)}	約30%	約43%	約64%
下水道管きよ[総延長:約45万km ^{注4)}	約4% (2016年3月時点)	約8%	約21%
港湾岸壁[約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)深]	約10% (2016年3月時点)	約32%	約58%

注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。

注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)

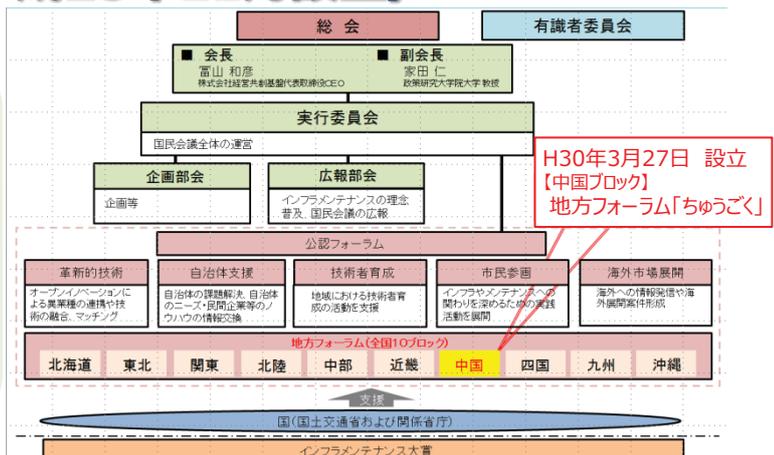
注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

インフラメンテナンス国民会議（平成28年11月設立）

目的

1. 革新的技術の発掘と社会実装
2. 企業等の連携の促進
3. 地方自治体への支援
4. インフラメンテナンスの理念の普及
5. インフラメンテナンスへの市民参画の推進



インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」の活動内容

○インフラメンテナンスのベストプラクティス（好事例）の水平展開

・施設管理者（自治体等）が抱える維持管理の課題解決に向けた民間企業等のノウハウの情報交換を行うために1～5の取り組みを進める



○民間企業と連携した中国地方発の技術開発

・①の取り組みの成果として、異業種の連携や技術の融合（中国地方の企業間でのマッチングによる技術開発）

※マッチング案件に関する証明、認証、技術の裏付けを国が行うものではない

★国民会議の活動による企業連携・技術マッチングの成果例★

<官民マッチング（現場試行等）>

<p>樹木管理技術</p> <p>桑名市 × 応用地質株式会社</p> <p>非破壊かつ、スピーディーに腐朽診断が可能な技術を試行 (H29.2.9)</p>	<p>局部的損傷の点検・診断・措置の一貫技術</p> <p>浜松市 × 日栄建設</p> <p>局部的な損傷にあわせて点検・診断のメタ分析ツールを一貫システムを試行し、100kmの点検・診断・措置を実施 (H29.4.19/20, 5.11/12, 6.6/7(浜松市)7.3～(橋山市))</p>
<p>下水道点検調査技術</p> <p>岡崎市 × 豊橋市 × 株式会社 カンテール</p> <p>下水道本管から取付管を調査するTVカメラシステムを試行 (H29.2.15/16)</p>	<p>路面性状把握技術</p> <p>浜松市 × TOSHIBA</p> <p>カメラによる舗装ひび割れ解析技術を試行し、約30kmの解析を実施 (H29.2.23)</p>

インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」へ参画した場合のメリット

○インフラメンテナンスのベストプラクティス（好事例）の水平展開

○民間企業と連携した中国地方発の技術開発



民間活用の取組事例の紹介



課題解決に繋がるアイデア紹介



技術の紹介やマッチング



マッチング成立した技術の実証試験

◆施設管理者のメリット

- ✓ ベストプラクティスの情報共有（課題と解決策の共有）
- ✓ メンテナンスの効率化・高度化

◆民間企業のメリット

- ✓ 施設管理者のニーズの把握
- ✓ 保有技術の活用・応用、新技術の開発

◆施設管理者のメリット

- ✓ 施設管理者のニーズを踏まえた技術開発
- ✓ 地元のメンテナンス産業の育成、拡大

◆民間企業のメリット

- ✓ 技術開発のための実証を行うフィールドを使用
- ✓ 地方公共団体等の実績の確保
- ✓ 異業種企業との連携による開発コストの分散・縮減

インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」への入会案内

入会手続きは、国民会議「ちゅうごく」HP (<http://www.cgr.mlit.go.jp/im/index.html>) からお願いします。

●手続き1.インフラメンテナンス国民会議への入会

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。
送付先：hqt-maintenance-sogo@ml.mlit.go.jp

●手続き2.国民会議「ちゅうごく」（公認地方フォーラム）への入会

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。
送付先：jcim-chugoku@fukken.co.jp

入会金・年会費等は無料！

インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」

ホーム	国民会議とは	入会案内	お問い合わせ	過去のイベント等
-----	--------	------	--------	----------

入会方法 (年会費は、無料です!!!!)

- インフラメンテナンス国民会議『ちゅうごく』に入会していただくには、
1.インフラメンテナンス国民会議と 2.「ちゅうごく」(公認地方フォーラム)に様式をメールして下さい。
○または、様式に記載して提出いただければ、事務局でメールしておきます。

●入会を希望される方は、次の2つの申込み手続きをお願いいたします。

1. インフラメンテナンス国民会議【入会申込書】

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

入会申込み書の送付先：hqt-maintenance-sogo@ml.mlit.go.jp

問合せ

① 第K-1号様式をメール

2. 「ちゅうごく」(公認地方フォーラム)【「ちゅうごく」入会申込書】

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

「ちゅうごく」入会申込書の送付先：jcim-chugoku@fukken.co.jp

② 第F-2号様式をメール

「インフラメンテナンス国民会議」入会申込書

インフラメンテナンス国民会議事務局 御中

インフラメンテナンス国民会議への入会を申し込みます。

申込者

会員種別				
企業・団体等 名称				
企業・団体等 所在地		〒	-	
		住所		
代表者 (窓口(正))	氏名	(よみがな)		
	所属			
	役職			
	連絡先	TEL		
		メール		
代表者 (窓口(副))	氏名	(よみがな)		
	所属			
	役職			
	連絡先	TEL		
		メール		

※企業・団体内の方に対するメルマガ等の配信については、正又は副窓口代表者より転送願います。

※正・副代表者が異動等により変更となる場合は、事務局に連絡下さい。

※メールアドレス等を手書きで記入するときは、アルファベットの大文字と小文字が判るように記入をお願いします。

例 数字の1(イチ)とアルファベット小文字 l(エル)

数字の0(ゼロ)とアルファベット大文字 O(オー)

※入会申込書の提出によりご登録いただいた個人情報の全部又は一部を国土交通省と国民会議の運営支援のために業務委託契約を締結した委託先企業に対し、会員情報整理のために提供することがあります。

(第F-2号様式)

(インフラメンテナンス国民会議 公認フォーラム)

参加申込書兼同意書

フォーラムリーダー殿

公認フォーラム企画委員 御中

インフラメンテナンス国民会議事務局 御中

私は、公認フォーラム運営規程及び公認フォーラム参加同意書について了承、同意し、以下の公認フォーラムへの参加を申し込みます。

		申込日		年	月	日
参加公認フォーラム		地方フォーラム「ちゅうごく」				
フリガナ			性別			
お名前			生年月日	西暦年	月	日
連絡先(TEL)						
連絡先(E-mail)						
所属・会社名						
部署						
役職						
業種	(大分類) ○○○○		(中分類) ○○○○			
職種	(大分類) ○○○○		(中分類) ○○○○			

※業種については、「日本標準産業分類」における大分類と中分類を記載してください。

(総務省HP) http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

※職種については、「職業分類表」における大分類と中分類を記載してください。

(厚労省HP) <http://www.jil.go.jp/institute/seika/shokugyo/bunrui/index.html>